



Title	日米乳牛の企業会計比較
Author(s)	浅田, 英祺; ASADA, Hideki; 崎浦, 誠治 他
Citation	北海道大学農経論叢, 38, 255-284
Issue Date	1982-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10967">https://hdl.handle.net/2115/10967</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_p255-284.pdf



# 日米乳業の企業会計比較

浅田英祺・崎浦誠治

## 目 次

第1節 会計情報の真実と公平	255
1) はじめに	255
2) 監査制度の意義	256
3) Y社・1969年度監査報告書	258
(1) 商法に基づく監査役監査	258
(2) 証券取引法に基づく監査証明	260
4) K社・1969年次監査報告書	261
第2節 日米企業会計原則の比較	263
1) 企業会計原則成立の背景	263
2) 日本式企業会計原則	264
3) 米国式企業会計原則	265
4) 会計処理方針の相違点	266
第3節 財務諸表の構成と様式	269
1) 財務諸表の構成	269
2) Y社の財務諸表	269
3) K社の財務諸表	271
付 表 日米乳業の財務諸表	273
1. Y社の貸借対照表	273
2. Y社の損益計算書	276
3. K社の連結貸借対照表	277
4. K社の連結損益計算書	280
5. K社の連結利益剰余金計算書	281
6. K社の連結資金運用計算書	281
7. K社のカナダ以外の子会社	282
要 約	284

## 第1節 会計情報の真実と公平

### 1) はじめに

日米乳業の比較分析を行なうためには、基礎資料として、相互に比較し得る多様な企業情報を総合的に収集しなければならなかった。そして、そのために活用できるのが各企業の企業情報開示制度であった。この制度によって

公表される情報が、比較分析の根本資料となるのである。

このことから、根本資料の真実性と質に関する批判的検討は大きな意義を持たされることになる。乳業側から与えられる情報が真実のものであるかどうかを点検することが第一、情報が正確かつ精度の高いものであるかどうかを点検することが第二、そして、比較分析の資料として有用な情報であるかどうかを点検することが第三の関門となろう。これらの批判的検討を経て、初めて、根本資料となる情報を誤用したり、事実誤認しないですむことになるし、また、比較分析のために使用する情報の範囲が特定されてくる。企業情報の批判的検討は、その重要性と困難性を十分考慮すれば合理的な判定が可能になるまで実施されなければならないであろう。

そこで、本章では、比較分析にとって最も重要な資料となる企業会計情報の批判的検討を行なうことにする。日米乳業の公表した具体的情報を採り上げながら、まず、両社の監査報告に基づいて、企業会計情報の真実性がどのように保証されているかを検討する。引き続き、両国の企業会計制度の特質と相違を解明しながら、日米乳業の財務諸表の構成、精粗を検討し、ついで比較分析のために必要な会計情報の選定と組替修正の実際を検討していく。

## 2) 監査制度の意義

一般に、企業会計は『企業の経済活動を記録、分類、総括する方法であり、これが一定の体系として構成されているものをいう』<sup>1)</sup>なのであるが、記録を組織的系統的に行なう最善の方法として複式簿記が広く採用されており、複式簿記に記帳された結果を、一定の基準に従って分類し、それからさらに総括表示して作成されたものが財務諸表といえる。

従って、簿記への記帳が正確であって、分類・総括する基準が公正妥当なものであれば、作成される財務諸表は客観的に十分信頼しうる情報を表示していると判断できるのである。しかし、簿記への記帳が正確であるかどうかを検討し、分類・総括する基準が客観的な立場からみても公正妥当なものであるかどうかを判断する作業を経過しなければ、そこで作成される財務諸表が十分信頼しうるものであるかどうかの評価は下せない。財務諸表が、企業

1) 江村総「企業会計」(世界大百科事典5)より引用。

の財政状態と経営状態を「真実にして公正な概観 (true and fair view)」として映し出しているかどうかを検討し、それらの情報の真実性を第三者にも保証する作業は困難を伴なうものではあるが重要なものとなってくる。ここに企業会計監査制度が発生、発達する根源があるのである。

『監査は、何人にも容易に行いうる簡単なものではなく、相当の専門的知識と実務上の経験とを備えた監査人にして初めて、有効適切にこれを行なうことが可能である。又監査は何人にも安んじてこれを委せうるものではなく、高度の人格を有し、公正なる判断を下しうる立場にある監査人にして初めて、依頼人は信頼してこれを委任することができるのである』<sup>2)</sup>。

わが国では監査慣行が確立したのはごく最近のことといえるし、監査の社会的信用、監査に対する信頼性は必ずしも高くない。また米国においても、1938年末にマッケソン＝ロビンズ会社事件<sup>3)</sup>等にみられるような不正経理を見逃した監査制度の欠陥は根絶されていない。このため、監査制度の確立と充実をめざす地道な努力は日米両国で継続されており、1947年には米国において、1950年にはわが国において、監査基準が相次いで成文化されている。

このうち、米国の監査基準は1941年のSEC(証券取引委員会)の「会計連続通牒第21号」において、『一般に認められた監査基準とは、一般に基準的と認められた監査手続の採用のほか、正当な訓練をうけた人々により、職業的能力をもって、これらの手続が適用されることをいう』<sup>4)</sup>と定義づけられ、1947年にAICPA(米国公認会計士協会)が制定した監査基準は実施業務と報告を規制する一般基準、業務に関する実施基準、意見の表明に関する報告基準に分けられていた。

また、わが国の監査基準は1950年7月に経済安定本部の付属機関・企業会計基準審議会から、中間報告の形式で公表され、1956年12月には「監査基準・監査実施基準・監査報告準則」の三則が設定された。そのさい監査基準

- 
- 2) 企業会計審議会「監査基準の設定について」(1956年12月)より引用。
  - 3) Mckesson & Robbins Co. Case, 同社の取締役などが10年以上も不正を行ない、破綻によって明るみに出た事件。一流公認会計士事務所が監査証明を行なっていたため、SECは徹底的な調査に乗り出した。(岩波書店「経済学辞典」による)。
  - 4) 江村総「監査基準」(前出、経済学辞典)より引用。

は次のように定義された。

『監査基準は監査実務の中に習慣として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であって、職業監査人は財務諸表の監査を行なうに当たり、法令によって強制されなくとも、常に遵守しなければならない』<sup>5)</sup>。

わが国では、1974年4月に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が公布され、資本金5億円以上の会社に対する公認会計士監査が実施されることになって、監査制度に対する社会的信頼性はようやく高まりつつあるところといえよう。

監査のなかでもっとも一般的なもの『予想される不正、詐欺、背任、横領または誤謬を調査する目的をもって行なう』〈不正誤謬防止監査〉と『会社の作成した財務諸表やその基礎資料を調査し、それが企業会計原則に準拠した会計処理で継続的に定められた評価方法をもって会計されているかを判定し、財務諸表、ことにその中心をなす当期利益金の正当性を判定する』〈決算監査〉の二種類であろう<sup>6)</sup>。

### 3) Y社・1969年度監査報告書

#### (1) 商法に基づく監査役監査

わが国の企業会計の監査報告は1974年度までは商法の規定に従ったものと、証券取引法の規定に従ったものの二種類が、相互に独立性を保つかたちで存在していた。これには、相当の歴史的背景があるのだが、わが国乳業Y社の1969年度の営業報告書と有価証券報告書に記載されている二種類の監査報告を検討しながら、財務諸表の「真実性と質」の評価がどのように行なわれていたかを解明してみる。

Y社の1969年度営業報告書に記載されている監査報告は、商法の規定に基づいた監査役単独の監査報告である。記述は、

『上記のとおり相違ありません』

というものに過ぎず、三人の監査役が連名で報告している。そこで、『上記』を追跡すると、取締役連名の報告であって、主文は次の通りであった。

『昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの第20期営業報告書・貸

5) 企業会計審議会、前掲資料より引用。

6) 木村和二郎「監査」(前出、経済学辞典)より引用。

借対照表・損益計算書および利益金処分につき、監査役の監査を得て次のとおりご報告申し上げます』。

監査役による監査報告は、その一切を認めた無限定報告である。財務諸表をとってみても、不当な事項はなく、また違法なところはないと認定しており、株主総会に提出される議案、書類についても同様に、違法または著しく不当な事項はないと認定している。報告の主文が『上記のとおり相違ありません』となったのはこのためであった。

そこで、監査役は上記の報告を行なうにあたって、どのような監査を行なっていたであろうか。商法第281条の3によると、監査役が取締役に提出する監査報告書には次の9項目の事項について記載することを義務づけているところから、監査役は少なくともこれら事項の監査は現実に実施していると考えられる。

記載事項は① 監査の方法の概要 ② 会計帳簿に記載すべき事項が記載されていなかったりもしくは不実の記載があるとき。また、貸借対照表、損益計算書の記載が会計帳簿の記載と合致しないときはそのことを③ 貸借対照表・損益計算書が法令と定款に従い、会社の財産と損益の状況を正しく示したものであるときはそのことを④ ③の計算書類が法令または定款に違反し、会社の財産と損益の状況を正しく示さないものであるときはそのことを⑤ 営業報告書の内容が真実であるかどうか⑥ 準備金、利益、利息の配当に関する議案が法令定款に適合するかどうか⑦ 同じ議案が会社財産の状況、その他の事情に照し著しく不当なときはそのことを⑧ 取締役の職務遂行に関し、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実があるときはそのことを⑨ 監査に必要な調査が行なえなかったときはそのことを一記載するように具体的に規定されている。

このことから判断すると、Y社の監査報告は、財務諸表を含む公表資料のいっさいについて、その真実性を株主に対して保証していると評価することが出来るのであり、また、同監査報告の意義もそこにあるとみることが出来るのである。

『上記のとおり相違ありません』との報告の前提には① 会計帳簿には不実の記載がないこと。また帳簿と貸借対照表、損益計算書の記載が一致すること② 財務諸表は法令・定款に従っており、会社の財産、損益の状況を正しく

示していること ③ 営業報告書の内容が真実であること ④ 利益の配当に関する議案が法令・定款に適合していること。⑤ また会社の財産の状況に照して不当でないこと ⑥ 取締役に行不正行為、法令・定款違反の事実がないこと ⑦ 監査のための必要な調査は実施したこと一等の事実確認があったと考えられるのである。

## (2) 証券取引法に基づく監査証明

その全文を掲げると次のとおりである。

『当監査法人は証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行なうため、この有価証券報告書に記載されている雪印乳業株式会社の昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金結合計算書、剰余金処分計算及び付属明細表について監査を行なった。

この監査に当って、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続及び監査法人が必要と認めた他の監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、下記事項を除いては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は財務諸表規則（大蔵省令）の定めるところに準拠していると認めた。

## 記

貸借対照表負債の部に計上されている価格変動準備金547,900千円は、税法繰入限度額以内の額を計上したものではあるが、資産評価性及び負債性が共に認められないので、利益剰余金の性格を有するものとする。従って利益剰余金の総額は同額だけ少なく、負債の総額は同額だけ多く表示されているものと認める。

以上のことはあるが、当監査法人は、上記財務諸表が、雪印乳業株式会社の昭和45年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示していると認める。

雪印乳業株式会社と当監査法人との間に利害関係はない』

これが公認会計士または監査法人による監査証明を義務づけた証券取引法

第 193 条の 2 項による監査報告書である。営業報告書記載の監査報告は無限定報告であったが、監査法人の報告は一部に保留限定を付した限定報告になっている。

それは、価格変動準備金の性格の評価と分類科目の解釈にかかわる純然たる会計原則の適用の問題であって、会社側が、税法の規定に従った処理を行なったのに対して監査側は企業会計基準審議会の調整意見の趣旨に沿って、意見の開陳を行なったものと考えられる<sup>7)</sup>。従って、Y 社の財政状態と経営成績そのものは、財務諸表に適正に表示されていたことは、この場合も認定されている。それを保証しているのが監査報告である。

ただ、有価証券報告書の財務諸表の数値を利用する場合は、会社の数値をそのまま利用するか、あるいは限定事項に基づいて、修正数値を用いるか、それぞれの立場から慎重に検討する必要がある。その場合、大蔵省は監査法人監査の社会的信用を確保し、監査に対する信頼性を高ある立場にたつて、限定報告の付された財務諸表は、限定事項を修正したうえで使用することを奨励している<sup>8)</sup>。

なお、1974 年度までは監査役の監査報告書と監査法人の監査報告書は相互に独立性を保っており、監査法人のそれは株主に提示する義務はなかった。

#### 4) K 社・1969 年次監査報告書

次に米国の K 社の監査報告の批判的検討に移ろう。まず、日本式監査報告と対比してみると、米国内式監査報告は公認会計士事務所 (Certified Public Accountants) の提示するものに限られている。米国には、わが国の監査役に相当する役員は存在しないので、監査制度は単純である。監査役監査、同監査報告書に該当するものがない。また、公認会計士事務所の企業組織は、いわゆる Partnership と呼ばれる米国独特のもので、K 社の場合は「A.A. & Co.」(A.A. 及びその他社員) が担当している。「Co.」は A のように社名に自己の名前を出さない社員を意味している、これは、公認会計士の独立性を堅持するために公式に選択されている組織である。米国の監査は、こうした第三者の会計士によって実施されるのである。

---

7) 企業会計基準審議会中間報告「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」の各論第 1 損益の期間的割当の問題 8 価格変動準備金の項を参照。

8) 大蔵省「有価証券報告書総覧を利用される方に」の第 4 項参照。

いま、K社・1969年次の監査報告の全文を訳出すると次のとおりである。

『当事務所はクラフトコ株式会社(デラウェア株式会社)及び子会社の1969年12月27日現在、1968年12月28日現在の連結貸借対照表ならびに同日をもって終了する事業年度の関連連結損益計算書、剰余金計算書、資金運用表を監査した。当事務所は、同じくカナダ以外の国際的子会社の財政状態計算書、損益計算書を監査した。

当事務所の監査は、一般に認められた監査基準に準拠して実施され、従って、会計記録のしかるべき検査および当事務所が状況に応じて必要と考えた他のしかるべき監査手続きが含まれた。

当事務所の意見では、添付された財務諸表はクラフトコ株式会社及び子会社の1969年12月27日現在と1968年12月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度に対する経営成績及び資金運用の変動を適正に表示している。また、カナダ以外の国際小会社の添付財務諸表は、それらの小会社の財政状態と経営状態を適正に表示している。さらに事業年度中に継続した基準で適用された一般に認められた会計原則にすべては一致している』。

K社の監査報告は、米国におけるその他の監査報告と同様に「証券取引法<sup>9)</sup>による法定監査である。それは証券取引所上場会社全てに義務付けられているもので、企業会計の評価、財務諸表に対する信頼性は公認会計士の監査証明を受けることによって、初めて公的なものとなる。

K社の監査報告書は、日本のY社の有価証券報告書記載の監査報告書と類似した性格、内容を持っていることは注目に値しよう。これは、米国の成文化された監査基準とわが国の監査基準の間に「密接な対応関係」が認められ、わが国の基準が米国のそれを参照して設定されたからであろう。

K社の「一般に認められた監査基準 (generally accepted auditing standards)」は、Y社の「一般に公正妥当と認められる監査基準」と同様の概念規定による基準を意味している。また、監査の対象とした財務諸表がK社では「一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles)」、Y社では「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によって表示されて

9) Securities Exchange Act of 1934, 発行証券が米国内で流通しているあいだは、企業情報の報告を義務付ける根拠法。

いる。これも日米間の企業会計原則が、戦後、急速に同質化してきたことを示すものであって、監査報告に関する慣行ならびに監査に対する社会的信用、信頼性は、両国において相対的に高まりつつあると評価することが出来るのである。

## 第2節 日米企業会計原則の比較

### 1) 企業会計原則成立の背景

次に、日米両国の企業会計制度成立の経過をみながら、日米乳業を拘束する会計原則を具体的に検討して、比較分析のための会計情報の彼比の特質を明らかにしておこう。

公認会計士の作成した監査報告書によると、乳業の採用している会計処理の原則及び手続きは、わが国においては「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」、米国においては「一般に認められる会計原則」に準拠していたと認定され、財務諸表の真実性と質に関する保証認定の根拠とされていた。このことから、企業会計原則は日米両国に相共通のものが存在するようにもみえるし、また、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と「一般に認められる会計原則」は、その概念規定や実体において同一のものと認めることも出来るほどである。

しかし、日米両国の企業会計原則を実際に検討してみると、そこには大きな相違が認められ、わが国における企業会計原則は総合的に体系化された成文として存在するが、米国の企業会計原則は総合的に体系化された成文としては存在しない。企業会計原則を支える思想も、従って日本においては法令中心主義であり、米国においては徹底した慣行中心主義である。

わが国の企業会計原則は、戦後広範に実施された経済民主化の過程において成文化され、商法・税法等企業会計関係法を規制する強制的規範として定着してきた。これに対して、米国の企業会計原則は、公認会計士に依る監査制度と一体の関係を保ち、実際経験から一種のコモンローとして発展してきたものとみられるが、今日でも体系的な成文は完成していない。公認会計士による監査と一体の関係を保ちながら発展してきたということは、不健全な会計慣行の発生を防止し、企業の会計処理の不統一を阻止し得たことを意味する。

## 2) 日本式企業会計原則

わが国の「企業会計原則」は1949年7月に当時の経済安定本部の付属機関・企業会計制度対策調査会から中間報告の形式で公表され、策定の第一歩をふみ出した。従って、それは文字どおりの強行法規、法的規範ではなく『企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないもの』<sup>10)</sup>（「企業会計原則の設定について」、1949年7月）として誕生したのである。

しかし、それまでのわが国の企業会計制度は『甚しく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある』（同）ことが認識され、『企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約した』（同）ものを企業会計原則として設定するところとなったのである。

それまで、わが国の企業会計原則には統一されたものがなかったということは、例えば商法の会計規則は『債権者保護その他の見地から、法的に必要な範囲において』<sup>11)</sup>（「企業会計原則の一部修正について」、1963年11月）設けられたものであり、税法の会計基準は『課税所得の決定に関する根拠を明らかにするために』（同）に設けられたものであって、基本的な一致点が認められなかったのである。

その後、「企業会計原則」の維持と発展のための機関は企業会計基準審議会を経て、大蔵省の付属機関・企業会計審議会に移っているが、1950年の改正法人税、1951年の改正商法に、同原則の趣旨が相当反映されるようになったのをきっかけに、その後同原則を大幅に取り入れた商法の改正が行なわれ（1962年4月）さらには同原則は『商法の計算規定の解釈指針として、また、監査制度の円滑な実施を確保するための基準として、重要な役割を果すこととなった』<sup>12)</sup>（「企業会計原則の一部修正について」、1974年8月）といえる。

10) 企業会計制度対策調査会は1949年7月「企業会計原則」を中間報告として公表、そのさい「企業会計原則の設定について」を発表。その目的、会計原則、財務諸表の体系、財務諸表準則について見解を表明した。

11) 企業会計審議会は1963年11月に「企業会計原則」の1部修正を行なったが、そのさい修正の趣旨を「企業会計原則の1部修正について」として公表した。

12) 企業会計審議会は1974年8月に「企業会計原則」の1部修正を行なったが、そのさいの趣旨と企業会計原則の機能について意見を開陳した。

これを法的に裏付けたのが1974年4月に公布された改正商法第32条第2項の『商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ』との規定であって、ここに、わが国の「企業会計原則」はようやく企業会計関係法規を規制する強制的規範として定着したのである。

企業会計原則は、一般原則7項目、損益計算書原則9項目、貸借対照表原則5項目からなっており、一般原則は第1項が真実性の原則『企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない』であり、以下、正規の簿記の原則、資本取引・損益取引区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則、安全性の原則、単一性の原則が列挙されている。

### 3) 米国式企業会計原則

米国の企業会計原則は今日に至るまで統一的成文としては成立していない。しかし、K社の監査報告書にも記載されていたように「一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles)」が米国における企業会計原則であるとする認識は一般的である。

いま、その定義をAICPA (米国公認会計士協会) APBの意見書第4号(1970年10月)によって紹介すると『一般に認められた会計原則は、一連の基礎条件や基本概念から論理的に導き出されたというより、むしろ同意(しばしば暗黙のうち)により一般に受け入れられるようになった慣習的なものであり、経験、条理、慣行、利用を基礎に、また重要な範囲において、実務的必要性を基礎として発展してきた』ものであって、『会計実務を明確にするために必要な慣習・規則ならびに手続きを含んだもので、その基準は、原則的適用の一般的指針のみならず、具体的な実務や手続も含んでいる』<sup>13)</sup>という。

また、企業会計原則の実務的機能については『公認会計士 (CAP) が株式会社法人の公表する財務諸表につき短形式監査報告書 (short-form audid report) において意見を表明する場合の基礎となる財務諸表作成基準である』<sup>14)</sup>との見方がある。これらのことから、米国の企業会計原則は公認会計士の監査業務と密接な関係を持ちながら発展したことが伺われるのである。

13) AICPA 「Statement 4 of The Accounting Principles Board」 Chapter 6 paragraph 138 and 139. 岩下一隆「日米会計慣行の重要な相違点」に依る。

14) 中島省吾「アメリカ会計原則」(岩波書店、経済学辞典)より引用。

事実、米国においては1916年に設立されたAICPAが、「貸借対照表監査の覚書(1917年)」を作成するとともに、「貸借対照表作成のために認められた方法(1918年)」を刊行、1920年には「用語委員会」を、1938年には「会計手続委員会」を新設して、当面する会計原則の諸問題を検討し、公式見解として公表してきた。また、1934年証券取引法に基づいて政府の準司法機関として設置されたSEC(証券取引委員会、The Securities and Exchange Commission)は、会計原則、監査基準の制定権限を保有していたが、SECはAICPAの公式見解を尊重する態度に終始、同時に米国会計学会(American Accounting Association, AAA)の意見と権威を公認してきた。このことから、SECが公布した「規則S-X(Regulation S-X)」あるいは「会計連続通牒(Accounting Release)」は、『実質的権威に支持』された規則、通牒として、会計慣行と矛盾しない内容となっているのである。

その後、企業会計原則の発展・啓蒙のための機関はAPC(Accounting Principles Board, 会計原則審議会—1959年から1973年まで存置)からFASB(Financial Accounting Standards Board, 財務会計原則審議会—1972年に新設)に変遷しているが、FASBは、『会計原則に関する意見ならびに会計原則に含まれた不明確な部分についての統一解釈を次々に発表して今日にいたっている』<sup>15)</sup>ところである。

#### 4) 会計処理方針の相違点

日米両国の乳業の企業会計を基本的に拘束する企業会計原則の特徴を概観したのに続いて、日米両国の会計処理方針の基本的相違点を概観しておこう。会計処理方針は、企業会計原則に基づいて、個別企業が財政状態と経営成績を財務諸表に総括表示するための方針であるが、日米両国の基本的相違点は第1に日本側が個別企業の財務諸表を作成するのに対して、米国側は企業集団の連結財務諸表を作成表示すること、第2に日本側には認められない税効果会計が、米国側の企業会計に導入されていること、第3に米国側には認められない特定引当金科目が日本側の企業会計に導入されていること、第4に役員賞与の扱いについて、日本側は一部を利益処分として利益剰余金に併記するのに対し、米側にはそのような扱いはなく、通常、費用として処理され

15) 岩下一隆, 前掲書。

ること、第5に、米国側の連結決算に関連して、非連結小会社、合併企業等会社の株主持分が持分法会計によって財務諸表に含まれること、第6に、米側の特別損益の性格が厳しく規定されており、異常な事件から生じた多額な損益に限られていること等である。

第1の連結決算は米国ばかりでなく英国、西独においても会計慣行として発達してきたもので、特に米国では『50数年前税法上連結納税申告の制度が採用され、企業課税の合理化が行なわれた』<sup>16)</sup> こともあって、すでに法制化されている。連結決算の必要性は今日、わが国でも広く認められるところとなり、1972年度以降、企業集団の親会社は連結財務諸表を作成することを義務付けられた。連結決算が必要とされるのは『企業集団化の事実が成立している場合においては、企業集団を構成する個々の会社の財務諸表だけでは、これらの会社の経営成績及び財政状態を適正に表示することは困難である』と考えられるからであって、『密接不可分の利害関係のもとに集団化されているすべての会社の財務諸表を結合して、一つの連結財務諸表を作成する』ことによって、親会社の株主等は初めて真実公正な企業情報を受け取ることになると判断する会計思想である。

従って、連結財務諸表は『企業集団の経営成績及び財政状態が、単一の組織体とみなされて表示』<sup>17)</sup> されることになるから、企業集団を構成する個別企業の個別財務諸表を単純に合算したものではない。連結財務諸表の作成に当たっては、その基本原則、連結の範囲、会計期間、企業集団内の会計処理方針の統一が確定していなければならないし、さらに連結貸借対照表、連結損益計算書等の財務諸表作成基準が存在しなければならない。連結財務諸表を分析する場合は、これらの会計処理基準、財務諸表作成基準を理解しておく必要があり、表示結果の批判的検討を効果的に進めるには、少なくとも次の事項を理解しておく必要があろう。

それは①親会社の子会社への投資勘定は、子会社の資本勘定と相殺消去されること②連結会社間の債権、債務は相殺消去されること③連結会社間の

---

16) 企業会計審議会「財務諸表の連結について」(1967年5月)の1. 連結財務諸表の必要性の項より引用。

17) 企業会計審議会「連結財務諸表に関する意見書について」(1967年5月)の3. 今後の問題の項より引用。

売上・仕入等の取引は相殺消去される④これに伴って連結会社間の販売による損益は未実現の損益として消去される一等である。また、連結財務諸表には「少数株主持分」との科目が存在することになる。これは『支配会社の持分に属さない従属会社の発行株式に対する株主の持分』<sup>18)</sup>のことであって、連結決算による企業会計制度の属性の1つである。

日米の企業会計を比較する場合、以上のような連結決算の採用の有無から派生する相違点のほかに、さらに本質的な会計処理方針の相違に起因する差異が認められる。その代表が税効果会計であろう。税効果会計はわが国の「連結財務諸表原則」(企業会計審議会、1975年6月答申)<sup>19)</sup>の中でも採り上げられていない米国独特の税金の期間配分法であって、財務会計上の利益(税引前利益)と税務会計上の所得(課税所得)との差異、実質的には財務会計と税務会計の間における計上時点の差(Timing difference)の処理方針である。米国の課税所得は税務会計の計算基準に従って、財務会計の収益・費用計算とは全く別に計算される。そこで、財務会計上の税引前利益を基礎に計算された「所得税債務」と「所得税支払額」の間に差が生じる。所得税債務の減少は、過年度における前払があったためか将来事業年度への繰延べと認識し、所得税債務の増加は、過年度における繰延べ債務の支払のためか将来事業年度分前払いと認識するのである。米国では Interperiod income tax allocation accounting と呼ばれている<sup>20)</sup>。

米側の税効果会計は財務会計上の収益や費用と税務所得計算上のそれが形式上一致することを要求しないところから発生した会計処理方針であるが、日本側の税法は節税目的の費用控除の条件として財務会計上の処理を要求している。このことは、すでに、Y社の監査法人監査報告書の限定事項に指摘された価格変動準備金についてみた通りであって、わが国独特の勘定科目である。企業の財政状態や営業成績を真実公正に表示するうえでは必要のない費用と解釈し得るのである。

- 
- 18) 企業会計審議会「財務諸表の連結について」の連結財務諸表に関する諸基準より引用。
- 19) 企業会計審議会「連結財務諸表の制度化に関する意見書」(1975年6月)によると税効果会計は、わが国会計実務では慣行として未成熟であるとの理由で採り上げなかった旨、記述されている。
- 20) 小早川久佳「税効果会計」を参照。

### 第3節 財務諸表の構成と様式

#### 1) 財務諸表の構成

日米両乳業の公表する財務諸表は、両国の企業会計原則が違い、会計処理方針が異なっていることもあって、その構成と様式に大きなへだたりがある。これを1969年の日米両乳業の財務諸表によって具体的に比較していくと、日本のY社の財務諸表は①営業報告書②貸借対照表③損益計算書④利益金処分案の4種類であった。(商法第281条の規定)これに対して米国のK社の財務諸表は①比較連結貸借対照表②比較連結損益計算書③比較連結剰余金計算書④比較連結資金運用表⑤財務諸表注記⑥カナダ以外の海外子会社の損益計算書⑦カナダ以外の海外子会社の財政状態報告書の7種類であった。(SEC・Rule 14c-3)。Y社の財務諸表は日本式財務諸表体系に沿ったものであり、K社のそれは米国学財務諸表体系に従ったものであった。Y社の財務諸表は非連結の個別諸表で、単年度表示形式、資金運用表等の財政状態変動表は作成されていない。K社の基本体系は連結財務諸表で期間比較形式であるから前年実績も表示されている。

また、財務諸表の様式、科目の選択と配列、表記は日本式は法令の規定に従って詳細に枠組みが決められており、Y社の選択の幅も非常に狭い。Y社の財務諸表は法令に準拠した標準形の様式、科目配列、表記になっている。それは小項目主義で詳細、税務会計の要求をも採り入れたものである。これに対して米国学は企業会計原則にだけ忠実な立場を伝統的に採ってきており、その様式、科目の選択と配列、表記にいたるまで、企業会計の内容を可能な限り要約表示する試みが徹底している。勘定科目は大項目主義で、適切な名称の選択に配慮され、科目の理解を助けるための付記、さらにはカッコ書きで関連数値も表示説明される。また、必要な事項と科目表示上説明が不十分なものは、連結財務諸表注記によって追加説明が行なわれるなど、一般的には日本式のものよりも利用しやすい。表示は簡潔で重点的である。

#### 2) Y社の財務諸表

比較分析に用いるY社の財務諸表は「商法計算規則(株式会社の貸借対照表、損益計算書及び付属明細書に関する規則)」に準拠して記載されている<sup>21)</sup>。

21) 商法計算規則は1963年3月30日、法務省令第31号で公布された。

(i) **貸借対照表** 区分は資産の部、負債の部、資本の部とされ、資産の部と負債の及び資本の部の合計額が一致する。

① 資産の部は流動資産、固定資産に区分され、固定資産の部は有形固定資産、無形固定資産、投資に区分される。各部は資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分され、流動資産は9科目、有形固定資産は7科目に細分されている。

② 流動資産は取得価額又は製作価額で評価し、取立不能見込額は貸倒引当金として一括表示されている。流動資産の部の前払費用は1年以内に費用となるものである。

③ 有形固定資産は減価償却額を控除、残額のみが記載されており、長期前払費用は無形固定資産の部に借記されている。投資は子会社株式を区別している。

④ 負債の部は、流動負債、固定負債、引当金の部に区分され、流動負債の部は11科目、固定負債の部は4科目、引当金は3科目に細分されている。

⑤ 流動負債は営業取引によって生じた金銭債務、その他1年以内に履行期の到来する債務が記載されており、固定負債は履行期が1年以上後の債務。

⑥ 引当金は、商法第287条の第2項に準拠した「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為」のもので、退職給与引当金、価格変動準備金、買換資産特定引当金が記載されている。

⑦ 資本の部は、資本金、法定準備金、剰余金の部に、区分され、資本準備金、利益準備金は法定準備金の部に、別途積立金、前期繰越利益、当期利益は剰余金の部に記載されている。資本金の部には発行済法定資本の額が記載されている(附表1-1~1-5参照)。

(ii) **損益計算書** 経常損益の部、特別損益の部を区分。経常損益の部は営業損益の部及び営業外損益の部に区分されている。各部はその性質、内容を示す名称を付した科目に細分されている。

① 売上高(営業収益)と営業費用(売上原価+販売費及び一般管理費)の差額が、営業利益として記載され、営業外損益の合計額が控除された額が経常利益として記載される。

② 特別損益の部は、固定資産売却にかかわる損益等が記載され、特別利益、特別損失の科目に区分される。経常利益と特別損益の合計額の差額が法

人税等引前当期利益として記載される。

㊦ 法人税等充当額は法人税その他の税の充当額で、法人税等引前当期利益との差額が、当期利益として記載されている。当期利益に前期繰越利益を合算して、当期未処分利益が記載される（付表 2-1～2-2 参照）。

### 3) K 社の財務諸表

K 社の財務諸表は一種類が公表されているに過ぎない。これは SEC が株主向年次報告記載の財務諸表と SEC 提出用年次報告記載の財務諸表に「実質的同一性」を要求しているためであった<sup>22)</sup>。

(i) 比較連結貸借対照表 区分は資産の部、負債の部、資本の部の三部とされ、資産の部と負債及び資本の部の合計額は一致する。

㊧ 資産の部は流動資産、固定資産、その他資産の 3 部に区分され、流動資産は 3 科目、固定資産 3 科目、その他資産 3 科目に細分されている。

㊨ 流動資産のうち、現金及び一時的投資は当座の営業活動に使用出来る現金と有価証券への一時的投資。有価証券の評価は低価法である。受取手形及び受取勘定は実際の貸倒予想額を控除して表示される。棚卸資産は「平均原価と時価のうちの低額の方」つまり低価法で評価されている。時価は時価決定時の再調達価格である。低価法は時価が取得原価よりも下落した場合、時価による評価を行なって評価減を認識する方法である。わが国でも認められているが、原価法評価が一般的である。

㊩ 固定資産の部は実際は有形固定資産である。評価基準は取得原価。土地、建物、機械の取得原価による表示があり、取得原価に対する累計償却額が一括表示されている。償却法は定額法 (Straight line method) である。

㊪ その他資産の部は、投資その他資産、前払及び繰延項目、無形資産の 3 科目。

㊫ 負債の部は、流動負債、長期借入金、その他負債、偶発債務の 4 部からなり、流動負債は 4 科目、その他負債は 3 科目である。

㊬ 流動負債は支払勘定及び未払負債、子会社短期債、所得税準備金、長期借入金の流動部分の 4 科目である。子会社短期債は一般債務と区別する必要があるために記載された。

22) 岩下一隆，前掲書。

㊦ 長期借入金は注記において社債一覧、欧米銀行の借入が記載されている。その他負債は繰延税金、保険積立金等、子会社少数株主持分の 3 科目。繰延税金は税効果会計の項でみたとおり米国独特の科目である。子会社少数株主持分 (Minority interest) は「子会社の資本勘定のうち親会社の持分に属さない部分」<sup>23)</sup> であり、表上では親会社持分と区別、長期借入金と資本金の部の間に表示される。偶発債務は注記によると係争中の訴訟事件だが「反対判決が要求する営業の調整、債務は予測不可能」とされ、金額は表示されていない。

㊧ 資本の部は、優先株、普通株、資本剰余金、利益剰余金、自社株の 5 科目。資本金については株式の名称、額面価格、授權株数、発行済株数が科目名とともに表示される。利益剰余金には使途制約が表示され、自社株は企業の資産としてではなく、資本の部の控除科目とされる。取得原価による評価を受け、自社株の株数も表示される (付表 3-1~3-5 参照)。

(ii) 比較連結損益計算書 K 社の損益計算はわが国のような区分計算書 (Multi-step income statement) ではなく単一区分 (Single-step - ) 計算書である。総収益と総費用の差額として当期純利益を認識する様式であって、企業活動は全て営業活動であり、総収益と総費用にそれが反映していると考えている。

㊨ 総収益の部は、純売上高とその他収益の科目から成る。その他収益は利子、子会社利益に対する持分、配当、固定資産処分益などである。

㊩ 原価及び費用の部は、製品原価、配送・販売・管理費、長期借入金利子、雑費の 4 科目である。

㊪ 所得税等の部は、米国における税に対する費用性の認識があるために損益計算書の中でも部として扱う。これが連邦及び外国所得税控除前利益の部であり、この中に所得税準備金が科目表示される。

㊫ 年間純利益の部には、普通株式 1 株当たりの純利益が、期中株式数とともに表示される (付表 4-1~4-2 参照)。

(iii) 比較連結利益剰余金計算書 損益計算書に続いて、期中の剰余金取引を表示している。年間純利益が期首剰余金に追加され、その合計額から普通

23) 企業会計審議会「連結財務諸表原則」より引用。

株配当金を控除して期末残高が表示される（付表5参照）。

(iv) 比較連結資金源泉運用計算書<sup>24)</sup> 資金調達と資金投下活動を要約し、財政状態の変動をまとめるための計算書で、運転資本の要素別増減明細はこの場合記載されておらず、運転資本の源泉と使途の部が記載されている。同書は貸借対照表の非流動科目の年間の増減によって作成される。資金の源泉は年間純利益、減価償却、株式売却、資金の使途は株式配当金、有形固定資産投資、長期借入金の返済、自社株の増加、その他である（付表6参照）。

(v) カナダ以外の国際子会社・損益計算書他比較連結財務諸表の中に含まれている数値だが、多国籍所有企業のK社としての積極的情報開示といえる。損益計算書は連結損益計算書と同一の様式で表示されているので、K社の国際活動部門の損益とK社全体の関係は明らかになる。また、財政状態計算書はカナダ以外の国際子会社の資産の状態と負債の状態を流動、非流動科目に区分して概観している（付表7-1～7-2参照）。

## Y社の財務諸表

### 1. 貸借対照表 付表1

(昭和45年3月31日現在)

### 2. 損益計算書 付表2

(昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで)

#### 付表一1

#### 貸借対照表

(昭和45年3月31日現在)

#### 〔資産の部〕

流動資産 38,808,242,109 円

現金預金 7,902,764,329

現金：手元現金，送金小切手，送金為替手形，  
払出証書

預金：金融機関に預入したもので1年以内に期限のくるもの

24) 連結財務諸表の部，科目名等については木暮稔「一般向単独英文財務諸表の作り方」，滝口勝昭「一般向連結英文財務諸表の作り方」を参照した。

北海道大学農経論叢 第38集

受取手形	<u>8,274,854,043</u>	通常の営業活動にもとづいて発生した手形債権
売掛金	<u>9,209,728,877</u>	通常の取引によって発生した代金の未収金額
製品及仕掛品	<u>10,805,165,790</u>	製品：すでに加工を終り、貯蔵中のもので販売できるもの 仕掛品：生産のために現に仕掛中のものの原価
原材料及貯蔵品	<u>2,139,854,083</u>	原材料：主材料、副資材の在庫金額 貯蔵品：事務用品、消耗品、燃料などで経費で処理せぬもの
短期貸付金	<u>306,770,185</u>	決算日より1年以内に返済期限のくる貸付
前払費用	<u>149,233,644</u>	決算日より1年以内に費用となる未経過の保険料等
その他の流動資産	<u>496,921,004</u>	
貸倒引当金	<u>△ 477,049,846</u>	税法限度額に対し約100%設定した
固定資産	<u>31,584,892,620</u>	
有形固定資産	<u>27,954,934,310</u>	
建物	<u>9,083,608,380</u>	土地に直接建設した建築物
構築物	<u>1,279,953,313</u>	土地に定着する土木施設、工作物、煙突、用水等
機械装置	<u>11,592,881,445</u>	機械、ベルトコンベアー、化学装置等
車輛運搬具	<u>117,555,735</u>	陸上運搬具
工具器具備品	<u>914,058,163</u>	耐用年数1年以上。相当の取得価格のもの
土地	<u>4,185,584,736</u>	営業活動に使用されているもの
建設仮勘定	<u>781,292,538</u>	自家用固定資産の新增設分で未稼働中のもの
無形固定資産	<u>336,885,119</u>	特許権、意匠権、営業権等
施設利用権	<u>106,056,890</u>	借用利用権
その他の無形固定資産	<u>40,177,410</u>	
長期前払費用	<u>190,650,819</u>	未経過の費用で、決算後1年以上費用にならないもの
投資	<u>3,293,073,191</u>	他の企業の支配、統制、あるいは利殖目的のもの
投資有価証券	<u>515,526,315</u>	
子会社株式	<u>1,316,537,397</u>	
長期貸付金	<u>1,257,672,139</u>	
その他の投資	<u>203,337,340</u>	
合計	<u>70,393,134,729</u>	

日米乳業の企業会計比較

負債および資本の部

〔負債の部〕	56,073,538,564	
流動負債	37,676,826,236	決算日より1年以内に支払期限がくる負債
支払手形	9,981,276,738	営業活動の取引にもとづいて発生した手形債務
買掛金	9,538,716,954	仕入代金加工料などの未払金
短期借入金	8,800,000,000	1年以内に支払期限が到来する借入金
長期借入金 (1年以内償還)	1,466,144,597	長期借入金の中の流動部分
社債(1年以内償還)	440,400,000	社債の内の流動部分
未払金	1,508,586,611	未払配当金, 物件購入の未払金
未払費用	1,278,856,140	一般管理費, 営業外費用の未払分
預り金	969,377,100	営業活動にもとづいて発生し, 現金で返済するもの
従業員預り金	1,803,127,779	
納税充当金	1,888,742,480	
その他の流動負債	1,597,837	
固定負債	8,720,122,988	決算日から返済期限が1年以上ある負債
長期借入金	3,656,606,408	
社債	1,914,800,000	
長期未払金	266,217,179	支払まで1年以上の期限のある未払金
長期預り金	2,882,499,401	返済まで1年以上の期限のある預り金
引当金	9,676,589,340	
退職給与引当金	7,629,823,186	会社都合退職金要支給額
価格変動準備金	547,900,000	租税特別措置法の繰入限度額に100%設定
買換資産特定引当金	1,498,866,154	租税特別措置法の圧縮許容限度額に100%
〔資本の部〕	14,319,596,165	
資本金	7,500,000,000	発行済額面株式の株金総額
法定準備金	1,470,450,032	
資本準備金	912,335,032	商法第288条の2項, 株式発行差金等の積立て分
利益準備金	558,115,000	商法第288条の規定による積立て分
剰余金	5,349,146,133	
別途積立金	3,411,735,435	
前期繰越利益	70,002,660	
当期利益	1,867,408,038	
合計	70,393,134,729	

付表一2

損益計算書

(昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで)

經常損益の部

I 営業損益の部

1. 売上高	<u>138,457,681,628</u> <sup>円</sup>	実現主義の原則により、販売されたものに限る
2. 営業費用	<u>131,605,288,154</u>	
売上原価	111,175,568,866	一般式：(製品期首棚卸高+商品仕入高)-期末棚卸高
販売費及一般管理費	<u>20,429,719,288</u>	企業の管理活動に関係する費用
営業利益	<u>6,852,393,474</u>	一般式：(売上高-営業費用)

II 営業外損益の部

1. 営業外収益	<u>688,822,518</u>	企業本来の営業活動以外の収益
受取利息及配当金	<u>291,505,965</u>	
雑収入	<u>397,316,553</u>	不動産賃貸料，使用料，手数料等
2. 営業外費用	<u>3,017,847,163</u>	
支払利息及割引料	<u>2,059,878,558</u>	
雑損失	<u>957,995,605</u>	資材評価損，社債発行費用
經常利益	<u>4,523,341,829</u>	一般式：(営業利益±営業外損益)

特別損益の部

I 特別利益

固定資産売却益 494,771,627 旧札幌支店跡地他

II 特別損失

固定資産除却売却損 331,351,222 大樹工場粉乳乾燥機等

買換資産圧縮額繰入 416,973,568 租税特別措置法に基づき圧縮許容限度額に対して100%を圧縮した

法人税等引前当期利益 4,269,788,666

法人税等充当額 2,402,380,628 法人税，都道府県民税，市町村民税，源泉所得税

当期利益 1,867,408,038

前期繰越利益 70,002,660

当期末処分利益 1,937,410,698

K 社の財務諸表

1. Consolidated Balance Sheets 付表 3

(Dec. 27, 1969 : Dec. 28, 1968)

2. Consolidated Statements of Income 付表 4

(52 Weeks Ended Dec. 27, 1969 : 52 Weeks Ended Dec. 28, 1968)

付表—3

Consolidated Balance Sheets  
連結貸借対照表

		Assets 資 産	
		December 27, 1969	December 28, 1968
Current Assets:	流動資産:		
Cash and temporary investments	現金及一時的投資	\$ 55,510,834	\$ 92,913,143
Notes and accounts receivable, less allowance for losses	受取手形及受取勘定、貸倒引当金控除 (1969年5,753,025ドル、1968年5,179,039ドル)	178,573,157	159,044,117
Inventories, at lower of average cost or market—	棚卸資産、低価法—		
Products and Materials	製品及材料	314,176,822	286,339,907
Supplies	貯蔵品	26,906,478	24,113,457
Total current assets	流動資産計	\$ 575,167,291	\$ 562,410,624
Property, Plant & Equipment, at cost:	固定資産、工場及備品、取得原価:		
Land	土地	\$ 22,026,637	\$ 20,339,642
Buildings	建物	252,846,000	242,891,869
Machinery and equipment	機械装置及備品	469,639,124	447,225,444
		\$ 744,511,761	\$ 710,456,955
Less-Accumulated depreciation (See note)	控除一減価償却引当金 (注記参照)	384,612,319	363,765,460
		\$ 359,899,442	\$ 346,691,495

Other Assets:  
その他資産

Micellaneous investments and receivables 雑投資及受取勘定	\$ 11,394,749	\$ 11,885,913
Prepaid and deferred items 前費及繰延	4,796,990	3,698,706
Intangibles (See note) 無形資産 (注記参照)	26,425,771	23,458,481
	<u>\$ 42,617,510</u>	<u>\$ 39,043,100</u>
	<u>\$ 977,684,243</u>	<u>\$ 948,145,219</u>

See notes to Consolidated Financial Statement, page—  
連結財務諸表注記を参照すること

Liabilities and Stockholders' Equity  
負債及資本

Current Liabilities: 流動負債:	December 27, 1969	December 28, 1968
Accounts payable and accrued liabilities 支払勘定及未払負債	\$ 172,607,183	\$ 159,823,348
Short-term loans of International Subsidiaries 海外子会社の短期債	25,025,265	17,898,253
Provision for Federal and foreign taxes on income 連邦及海外所得税準備金	20,967,405	23,828,157
Current portion of long-term debt, less amounts provided for payment (\$ 6,467,000 in 1969 and \$ 3,600,000 in 1968) 長期借入金流動部分、控除支払準備金累計 (1969年 6,467,000ドル, 1968年 3,600,000ドル)	30,708,000	1,200,000
Total current liabilities 流動負債計	<u>\$ 249,307,853</u>	<u>\$ 202,749,758</u>
Long-Term Debt (See note) 長期借入金 (注記参照)	<u>\$ 57,376,774</u>	<u>\$ 87,727,814</u>
Other: その他負債:		
Deferred taxes on income 繰延税金	\$ 14,194,479	\$ 12,404,869
Reserves for insurance, etc 保険積立金, その他	5,664,423	4,622,862
Minority interest in subsidiaries 子会社における少数株主持分	2,022,056	1,942,526
	<u>\$ 21,880,958</u>	<u>\$ 18,970,257</u>

日米乳業の企業会計比較

Contingent Liabilities (See note)  
偶発債務 (注記参照)

Stockholders' Equity (See note):  
資本 (注記参照)

Preferred stock, \$ 1.00 par value-authorized 10,000,000 shares; none issued at December 27, 1969  
優先株, 1株1ドル, 一授權 10,000,000株; 1969年12月27日現在未発行

	\$	—	\$	—
--	----	---	----	---

Common stock, \$ 2.50 par value-authorized 60,000,000 shares; issued 29,331,748 shares at December 27, 1969 and 29,302,125 shares at December 28, 1968  
一般株, 1株2.50ドル—授權 60,000,000株; 1969年12月27日現在発行数 29,331,748株, 1968年12月28日現在発行数 29,302,125株

	73,329,370		73,255,312	
--	------------	--	------------	--

Capital surplus  
資本剰余金

	47,166,728		46,282,206	
--	------------	--	------------	--

Retained earnings (at December 27, 1969, \$ 116,125,000 restricted as to payment of dividends under indentures  
利益剰余金 (1969年12月27日, 116,125,000ドルが契約表に基づき配当金支払は制限)

	586,344,146		557,795,753	
--	-------------	--	-------------	--

Less-Treasury stock at cost-1,410,939 shares at December 27, 1969; 963,365 shares at December 28, 1968  
控除—自社株, 取得原価—1969年12月27日現在 1,410,939株, 1968年12月28日現在 963,365株

	57,721,586		38,635,881	
--	------------	--	------------	--

Stockholders' equity  
資本金

	\$ 649,118,658		\$ 638,697,390	
	<u>\$ 977,684,243</u>		<u>\$ 948,145,219</u>	

See notes to Consolidated Financial Statement, page—  
連結財務諸表の注記を参照のこと,

附表一4

Consolidated Statements of Income  
連結損益計算書

Income : 収 益	52 Weeks Ended December 27, 1969	52 Weeks Ended December, 28 1968
Net sales 純 売 上 高	\$ 2,580,905,215	\$ 2,428,105,530
Other income そ の 他 収 益	9,186,564	8,286,755
Total 計	\$ 2,590,091,779	\$ 2,436,392,285
Cost and expenses : 原 価 及 費 用 :		
Cost of products 製 品 原 価	\$ 1,970,676,147	\$ 1,852,960,144
Delivery, selling, and administrative expense 配 送 , 販 売 及 一 般 管 理 費	455,423,943	425,808,660
Interest on long-term debt 長 期 借 入 金 の 利 子	3,721,971	3,589,566
Miscellaneous charges, net 雑 費 , 正 味	3,923,317	2,458,100
Total 計	\$ 2,433,745,378	\$ 2,284,816,470
See notes to Consolidated Financial Statements, page— 連 結 財 務 諸 表 の 注 記 を 参 照 の こ と		
Incomes before Federal and foreign taxes 連 邦 及 外 國 諸 税 控 除 前 利 益	\$ 156,346,401	\$ 151,575,815
Provision for federal and foreign taxes on income 連 邦 及 外 國 所 得 税 準 備 金	80,721,000	75,414,000
Net income for the year 年 次 純 利 益	\$ 75,625,401	\$ 76,161,815
Net income per share of common stock 普 通 株 一 株 当 純 利 益	\$ 2.69	\$ 2.67
Average number of shares outstanding dur ing the period 期 中 社 外 株 平 均 数	28,111,096	28,497,431

日米乳業の企業会計比較

付表一5 Consolidated Statements of Retained Earnings  
連結利益剰余金計算書

	52 Weeks Ended December 27, 1969	52 Weeks Ended December 28, 1968
Balance at beginning of year 年度始残高	\$ 557,795,753	\$ 526,519,802
Net income for the year 年度純利益	75,625,401	76,161,815
	<u>\$ 633,421,154</u>	<u>\$ 602,681,617</u>
Dividends on common stock (\$ 1.675 per share in 1969 and \$ 1.575 in 1968) 普通株配当金 (1969年次は1株1.675ドル, 1968年次は1株1.575ドル)	47,077,008	44,885,864
Balance at end of year 年度末残高	<u>\$ 586,344,146</u>	<u>\$ 557,795,753</u>

付表一6 Consolidated Statements of Source and Application of Funds  
連結資金源泉運用計算書

	52 Weeks Ended December 27, 1969	52 Weeks Ended December 28, 1968
Source of Funds: 資金の源泉:		
Funds derived from operations— 営業活動からの資金		
Net income for the year 年間純利益	\$ 75,625,401	\$ 76,161,815
Non-cash charge—Depreciation 資金に影響を及ぼさない費用収益—減価償却	42,305,221	41,206,083
Sale of common stock under options 株式引受権に従った普通株の売却	1,188,015	2,292,585
	<u>\$ 119,118,637</u>	<u>\$ 119,660,483</u>
Application of Funds: 資金の使途		
Dividends paid on common stock 普通株配当金	\$ 47,077,008	\$ 44,885,864
Property, plant and equipment additions, net 固定資産, 工場及装置増加, 正味	55,513,168	44,248,051

Decrease (increase) in long-term debt, net 長期借入金の減少(増加), 正味	30,351,040	(2,538,111)
Treasury stock acquired, net 自社株, 正味	19,315,140	17,150,997
Other applications, net その他の使途, 正味	663,709	1,850,220
	<u>\$ 152,920,065</u>	<u>\$ 105,552,021</u>
(Decrease) Increase in Working Capital 運転資本の増加(減少)	<u>\$ (33,801,428)</u>	<u>\$ 14,108,462</u>

付表—7 International Subsidiaries Other Than Canadian  
カナダ以外の国際小会社

Statements of Income  
損益計算書

	52 Weeks Ended December 27, 1969	52 Weeks Ended December 28, 1968
<b>Income :</b>		
Net sales 純売上高	<u>\$ 273,625,289</u>	<u>\$ 248,622,200</u>
Other in come その他収益	<u>1,041,567</u>	<u>1,092,298</u>
Total 計	<u>\$ 274,666,856</u>	<u>\$ 249,714,498</u>
<b>Cost and expense :</b>		
Cost of products 製品原価	<u>\$ 212,424,429</u>	<u>\$ 189,894,583</u>
Delivery, selling, and administrative expense 配送, 販売, 及一般管理費	<u>47,442,724</u>	<u>40,288,997</u>
Interest on long-term debt 長期借入金の利息	<u>545,120</u>	<u>483,339</u>
Total 計	<u>\$ 260,412,273</u>	<u>\$ 230,666,919</u>
Income before taxes 諸税控除前利益	<u>\$ 14,254,583</u>	<u>\$ 19,047,579</u>
Provision for taxes on income 所得諸税準備金	<u>6,477,121</u>	<u>7,643,831</u>
Net income for the year 年次純利益	<u>\$ 7,777,462</u>	<u>\$ 11,403,748</u>

日米乳業の企業会計比較

Statement of Financial Position  
財政状態計算書

	December 27, 1969	December 28, 1968
Cash and temporary investments 現金及一時的投資	\$ 7,295,963	\$ 7,502,966
Notes and accounts receivable 受取手形及受取勘定	26,274,161	21,186,895
Inventories 棚卸資産	51,019,638	43,387,960
Total current assets 流動資産計	84,589,762	72,077,821
Current liabilities 流動負債	53,874,549	43,768,235
Working capital 運転資本	\$ 30,715,213	\$ 28,309,586
Property, plant and equipment, less accumulated depreciation 固定資産，工場及装置，減価償却費控除	48,563,991	46,689,268
Other assets その他資産	2,171,458	1,878,096
	\$ 81,450,662	\$ 76,876,950
Less-Long-term debt, reserves and minority interest 控除一長期借入金，準備金及少数株主持分	11,251,113	9,178,109
Net tangible assets 純無形資産	\$ 70,199,549	\$ 67,698,841

The above accounts are included in the Consolidated Financial Statements.  
上記の勘定は連結財務諸表に含まれている

## 要 約

本章では、日米乳業の企業会計比較分析に使用した企業情報の批判的検討を行なった。日米両国の企業会計監査制度の在り方を、1969年次の Y、K 両社の監査証明を解明しながら、その特徴を明らかにした。

次に、日米両国の企業会計原則が確立された背景を究明し、両国の企業会計処理方針の相違点を分析した。連結決算方式の採用の有無、税効果会計の有無によって、日米乳業の企業会計の形式・実態に著しい差が認められるので、これをさらに財務諸表の構成と様式にまでさかのぼって、具体的に検討した。

Y 社の財務諸表は、営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分案の 4 種類であったが、K 社の財務諸表は、比較連結貸借対照表、比較連結損益計算書、比較連結剰余金計算書、比較連結資金運用表、財務諸表注記、カナダ以外の海外子会社損益計算書、同財政状態報告書の 7 種類であった。

科目の選択、配列と表記は、日本の Y 社が小項目主義で詳細であるのに対して、米国の K 社は大項目主義の要約表示方式を採っていた。

また、資料として、1969年次の貸借対照表と損益計算書を、Y 社については注釈を付し、K 社については原本にしたがって全文訳出しておいた。